

【総合評価落札方式評価項目一覧表】【R6年6月からR7年5月まで適用】空知総合振興局 農業土木工事

技術評価項目		評価基準		配点	評価の考え		備考			
企業の施工能力 (11.0点)	過去2年間の北海道発注工事の当該工事と同じ入札参加資格による工事施行成績の平均点	93点 ≧ 平均点 < 93点	7.50	7.50	企業の技術力競争を推進するための評価	過去2年間の平均点を基本とする。ただし、過去2年間に実績がない企業は、当面の措置として過去4年間(鋼橋上部工事については、過去8年間)の平均点で評価する。これによっても実績がない企業は65点として扱う。	①(総合)振興局調整課又は農村振興課発注工事で、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの期間に元請けとして完成通知を提出し、引渡が完了した工事。 ②少数2位切捨て1位止め。 ③共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。 ④当該工事と同じ入札参加資格の職種による工事のものを対象とする。			
		91点 ≧ 平均点 < 91点	7.00							
		89点 ≧ 平均点 < 89点	6.50							
		87点 ≧ 平均点 < 87点	6.00							
		85点 ≧ 平均点 < 85点	5.50							
		83点 ≧ 平均点 < 83点	5.00							
		81点 ≧ 平均点 < 81点	4.50							
		79点 ≧ 平均点 < 79点	4.00							
		77点 ≧ 平均点 < 77点	3.50							
		平均点 < 77点	3.00							
過去5年間の北海道農政等優秀事業者表彰の有無(道新技術・新製品開発賞)	過去1~3年間に表彰あり	1.00	1.00	企業の技術力の向上を図るための評価	農政等で表彰を受けた場合。ただし舗装工事の場合は建設部表彰。	令和元年4月1日から令和6年3月31日の期間が該当。				
	過去4~5年間に表彰あり	0.50								
	上記以外	0.00								
ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001	0.50	0.50	工事施工上の品質管理の向上を図るための評価	ISO9001を取得している場合。	有効期限が公告日以降のもの。				
	上記以外	0.00								
過去10年間の同種工事の経験	同種工事の実績が当該工事規模以上	1.00	1.00	企業の適切な施工を確保するための評価	当該工事の同種工事の施工実績があった場合。 ※公告で示している「本工事と同種でかつ、おおむね同規模と認められる工事」欄記載の工事と混同しないこと。	①官公庁等が発注した工事、平成26年4月1日から令和6年3月31日までの期間に元請けとして完成し引渡が完了した工事。 ②同種工事とは、北海道及び開発局並びに市町村などの官公庁のほか、土地改良区や農業開発公社などが発注した同種工事、その公告で事業名などが明示されていない場合は、事業の区別なく評価対象。				
	同種工事の実績が当該工事規模の1/2以上	0.75								
	同種工事の実績が当該工事規模の1/2未満	0.50								
	上記以外	0.00								
地域精進度	過去10年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	過去5年間に工事箇所と同じ市町村管内	1.00	1.00	地域での工事を円滑に実施するための地域での施工実績の経験を評価	設定した地域で空知総合振興局調整課が発注の最終請負金額500万円以上の工事施工実績がある場合。	平成26年4月1日から令和6年3月31日までの期間に元請けとして完了し引渡が完了した工事。			
		過去10年間に工事箇所と同じ市町村管内	0.90							
		過去5年間に工事箇所と同じ耕地出張所管内	0.70							
		過去10年間に工事箇所と同じ耕地出張所管内	0.60							
		過去5年間に工事箇所と同じ総合振興局管内	0.40							
		過去10年間に工事箇所と同じ総合振興局管内	0.30							
上記以外	0.00									
主任(監理)技術者の資格	技術士又は有資格期間5年以上の一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士 一級土木施工管理技士・一級建設機械施工技士 有資格期間10年以上の二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 有資格期間5年以上の二級土木施工管理技士・二級建設機械施工技士 上記以外	1.00	1.00	品質確保のための施工管理能力の優れた有資格者を評価	・技術士(農業部門「農業土木」及び建設部門) ・一級土木施工管理技士 ・二級土木施工管理技士 ・一級建設機械施工技士 ・二級建設機械施工技士	当該工事の公告時点における有資格年数で評価する。				
		0.75								
		0.50								
		0.25								
		0.00								
主任(監理)技術者の継続教育	CPDの証明あり(推奨単位以上取得)	0.50	0.50	資格以外でも品質向上につながる学習を評価	評価対象の継続教育で推奨単位以上学習した場合 【特例措置解除】令和5年度の評価単位より通常に戻す。2~5年間の評価時間については、令和2年度からの特例を考慮したものとす。	①推奨単位の1年間は令和5年度に取得した単位。 ②2年間以上とは、令和5年度を含めた期間。(2年間は、令和4年度と令和5年度の2年間) ③農業農村工学会の場合は、8月を基準日とする。				
		0.00								
過去5年間の総合振興局・振興局優秀技術者等表彰の有無	過去1~3年間に表彰あり	0.50	0.50	優れた施工を行った者を評価することにより、適切な施工が期待できるため評価	当該総合振興局・振興局において優秀技術者等表彰を受けた場合	令和元年4月1日から令和6年3月31日の期間が該当する。				
	過去4~5年間に表彰あり	0.25								
	上記以外	0.00								
過去10年間の主任(監理)技術者等の配置経験	過去5年間に同種工事の配置経験あり	0.50	0.50	工事の品質向上や適切な施工のため過去の施工経験を評価	当該工事の工事種で主任技術者、監理技術者、現場代理人、現場技術員として配置経験がある場合。	①公告時の「工事の概要」と同種工事を評価する(工事規模は問わない)。 ②平成26年4月1日から令和6年3月31日までの期間に主任技術者、監理技術者、現場代理人、現場技術員としての配置経験を評価する。				
	過去10年間に同種工事の配置経験あり	0.25								
上記以外	0.00									
担い手の育成・確保 (2.5点)	技術者の追加配置	一級・二級土木施工管理技士又は一級・二級建設機械施工技士の追加配置あり	0.50	0.50	技術者の追加配置を評価	特例措置を終了し、追加配置を評価。現場代理人として配置した場合でも評価の対象となります。	一級又は二級土木施工管理技士、一級又は二級建設機械施工管理技士の資格を有する者とし、他工事の主任(監理)技術者となっていない者を当該工事の主任(監理)技術者に加えて配置した場合に評価する。			
		追加配置なし	0.00							
	技術職員の育成・確保	①若手技術者の育成・確保 技術職員の35歳未満の割合が15%以上または新規技術者(35歳未満)が1%以上 上記該当なし ②技術職員の総数が、同数以上 技術職員の総数減少が1~2人、又は、減少率が4%以下 技術職員の総数減少が3人、又は、減少率が6%以下 上記該当なし	0.50	0.50	若手技術職員の確保、又は地域の雇用を守るため技術職員確保の取組状況を評価	35歳未満の技術職員の割合が15%または新規に採用された35歳未満の数が全体の1%以上で評価 直近と公告日の直前の前の通知日の経営事項審査申請時の技術職員の総数の比較	公告日の直近通知日の経営事項審査の「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」において、加点評価された企業を評価する。 直近の経営事項審査申請時の技術職員の総数が、公告日の直前の前の通知日の経営事項審査申請時の技術職員の総数と比較して同数以上、又は、3人以下若しくは6%以下の減少の場合に評価する。 減少数=(直前の前の技術職員の総数)-(直近の技術職員の総数)減少率=(減少数)/(直前の前の技術職員の総数)×100% (小数点以下は四捨五入)			
			0.00							
			0.25							
			0.10							
	新規の雇用	過去5年間に新規の雇用あり	0.50	0.50	若年層の雇用実績を評価	新卒者、建設業離職者を雇用した場合(採用時点で満35歳未満の者)	①令和元年4月1日から令和6年3月31日の期間が該当する。 ②ガイドラインの評価基準は適用しない。 ③令和6年4月1日時点で3ヶ月以上の雇用関係にある者。			
		上記以外	0.00							
	労働環境改善	雇用環境への取組	建設雇用への取組あり (①建設雇用優良事業所表彰 ②通年雇用 ③奨学金返還支援)	0.50	1.00	雇用改善等に努めた実績を評価雇用環境への取組を評価	・過去10年間に「建設雇用改善優良事業所表彰」を受けた場合 ・北海道建設工事等競争入札参加資格審査において「通年雇用」で評価	①北海道知事の「建設雇用改善優良事業所表彰状」により評価。(平成26年4月1日から令和6年3月31日の期間が該当) ②令和5・6年度の北海道建設工事等競争入札参加資格審査の「通年雇用」で評価。 ③・奨学金返還支援、又は奨学金支給(給付団体へ出資)を行っている、学生等内定者への奨学金給付、又は行う規定を設けている。 ・市内町村の奨学金返還支援制度の認定(登録)企業。 ・独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)HPにおいて企業の奨学金返還支援(代理返還)制度に参画している企業		
			なし	0.00						
仕事と家庭の両立支援の取組		仕事と家庭の両立支援の取組あり	0.50	労働環境の改善について、各企業の取組の促進を評価					北海道建設工事等競争入札参加資格審査書の申請締切日の前日時点で次のいずれかの企業を評価 ①「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「仕事と子育て・介護等の両立」の取組 ②あったかファミリー応援企業として認定 ③次世代育成支援推進法の「一般事業主行動計画」策定の届出	北海道建設工事等競争入札参加資格審査書申請書において①及び②は、認定書の写しの提出があった企業を評価。③は、計画策定届(変更届)の提出があった企業を評価。(有効期間や計画期間の終了日が公告日以降のもの有効)
		なし	0.00							
高齢者継続雇用	高齢者継続雇用の取組あり	0.50	0.50	高齢者継続雇用を評価	次のいずれかの企業を評価 ①令和5・6年度の建設工事等競争入札参加資格審査時に「高齢者継続雇用対策」を評価 ②前年度の4月1日時点において、満65歳以上の高齢者を雇用しており、当該年度の4月1日時点においても同一の高齢者を継続して雇用していることを確認できた企業	①令和5・6年度の建設工事等競争入札参加資格審査時に評価された企業。 ②①の審査時に該当がなかった(審査後に該当含む)場合の評価				
		0.00								
女性の活躍支援	女性の活躍支援の取組あり	0.50	0.50	女性の能力発揮や職域拡大に取り組んでいる企業を評価	次のいずれかの企業を評価 ①令和5・6年度の建設工事等競争入札参加資格審査時に「女性活躍支援」を評価 ②「北海道働き方改革推進企業認定制度」の「女性」の取組分野に該当があり、認定書の写しの提出があった ③「北海道なでしこ応援企業」として認定された ④女性活躍推進法に規定する「一般事業主行動計画」の策定・届出を行い、当該計画策定届(変更届)の提出があった	①令和5・6年度の建設工事等競争入札参加資格審査において評価された企業 ②③認定書の写しの提出があり、認定(計画)期間の終了日が公告日以降のもの ④策定・届出を行い、当該計画策定届(変更届)の提出があった企業。(計画期間の終了日が公告日以降のもの)				
		0.00								
地域の守り手確保 (4.0点)	主たる営業所の所在地	工事箇所と同じ市町村管内	1.00	1.00	地域の重要な雇用等を担っている地元企業を評価	企業の主たる営業所の所在地の区分	主たる営業所とは次のいずれかに該当するものをいう。 ①建設業許可申請書別表の「主たる営業所」の欄に記載されているもの。 ②会社法第27条の本店であつて、建設業法第3条の許可を有している営業所。 ③過去3ヶ年度は当該年度の前年度から起算する。 ④継続した活動とは、前年度を含んでいること。 ⑤対象地域は、空知総合振興局内であること。			
		工事箇所と同じ耕地出張所管内	0.75							
		工事箇所と同じ総合振興局管内	0.50							
		上記以外	0.00							
	農業農村の有する多面的機能の維持増進活動	過去3ヶ年度継続した活動	1.00	1.00	企業が地域社会に貢献している農業施設の維持増進活動を評価	①農地・水・環境保全向上対策 ②中山間地域等直接支払制度 ③国営造成施設管理体整備促進事業 ④地域用水機能増進事業 ⑤耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業 ⑥農業農村整備事業で造成された施設に関する施管理団体との管理協定や連携により行われる活動	①令和元年4月1日から令和6年3月31日の期間が該当する。 ②過去5カ年に1回以上実績があること。 ③証明資料としては、感謝状・お礼状・新聞記事等。			
		過去2ヶ年度継続した活動	0.75							
		継続していない複数年度の活動	0.50							
		単年度の活動	0.25							
	上記以外	0.00								
	A緊急時の応急措置の実績(注2)	過去5年間に工事箇所と同じ総合振興局管内の実績あり	0.50	0.50	地域生活の安全に対する貢献の実績を評価	当該(総合)振興局管内で災害時等の応急措置の実績がある場合	①令和元年4月1日から令和6年3月31日の期間が該当する。 ②過去5カ年に1回以上実績があること。 ③証明資料としては、感謝状・お礼状・新聞記事等。			
上記以外		0.00								
B季節労働者等の雇用実績(注2)	過去5年間に工事箇所と同じ市町村及び隣接市町村管内の実績	0.50	0.50	地域雇用拡大に取り組んだ実績を評価	設定した地域内の農業農村整備事業工事に於いて季節労働者及び農業者を雇用した実績がある場合	①令和元年4月1日~令和6年3月31日の期間の雇用実績。 ②隣接市町村管内とは、工事箇所と同じ耕地出張所管内に限る。				
	過去5年間に工事箇所と同じ総合振興局管内の実績	0.25								
上記以外	0.00									
C家畜伝染病緊急防疫協定(注2)	空知総合振興局管内で家畜伝染病発生時に緊急防疫業務に従事する企業	0.50	0.50	緊急時における地域生活の安全に対する企業の体制を評価	家畜伝染病発生時に緊急防疫業務に従事する企業と証明されている場合に評価	一般社団法人空知建設業協会の会員であり協会から家畜伝染病発生時に緊急防疫業務の従事者と証明された企業に限る。				
	該当なし	0.00								
D地域企業の活用(注2)	適用1 地域内企業の活用比率	20%以上	0.50	2.00	地域企業を活用することによる経済効果を評価	請負額に対する、元請け及び一次下請企業のうち地域内企業の施工額の割合(活用比率)を評価 ○設計金額2億5千万円以上の工事に適応する。 ○元請施工会社・一次下請会社の所在地により評価 ○設計金額2億5千万円未満の工事に適応する。	○地域内企業とは、空知総合振興局管内とする。 ○主たる営業所には、会社法第27条の本店であつて、建設業法第3条の許可を有している営業所も含む。			
		10%以上20%未満	0.25							
	10%未満	0.00								
	適用2 地域内企業の活用計画	0.50	0.50					地域企業を活用することによる経済効果を評価	元請施工会社・一次下請会社の所在地により評価 ○設計金額2億5千万円未満の工事に適応する。	○地域内企業を一次下請(500万円以上)で活用する計画を評価。 ○地域内企業の元請施工を評価。 ○地域内企業とは、空知総合振興局が設定した地域内に「主たる営業所」が存する企業。 ○隣接市町村管内とは、工事箇所と同じ耕地出張所管内に限る。
上記以外	0.00									
E地域経済活性化評価(注2)	工事予定入札額の5%以上	0.50	0.50	使用工事資材等を地域の商工業者から調達することによる地域経済への貢献の評価	工事箇所と同じ市町村に存する商工業者から調達する工事資材等の費用割合 ○工事箇所と同じ市町村とする。	○人件費は該当しない。 ○対象内容→建設機械リース及び油脂、工事資材等、工事標識等、作業用具、作業服、食事に要する費用、事務消耗品、新聞等(少数第2位切り捨て1位止め。)				
	工事予定入札額の2.5%以上	0.25								
上記以外	0.00									
計				20.00	注2 A~Eの技術評価項目の合計点に上限を設定している(上限値=2.0点)。 注3 昨年度からの変更箇所を朱書きしている。 □: 事前登録対象項目 □: 申請時対象項目					
減点項目	過去6ヶ月の措置による減点	重要な契約不適合に伴う修補(賠償)請求を受けた事例あり	-1.00	-1.00						
		総合評価方式において技術提案の不履行を行った事例あり	-1.00							